

議案第 2 号

茂原市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を制定するよう
市長に申し入れることについて

茂原市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう
市長に申し入れます。

平成 3 1 年 4 月 2 4 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

茂原市立学校給食共同調理場設置条例（昭和 47 年茂原市条例第 62 号）の一部を次のよ
うに改正する。

題名を次のように改める。

茂原市学校給食センター設置条例

第 1 条中「茂原市立学校給食共同調理場」を「茂原市学校給食センター」に、「共同
調理場」を「給食センター」に改める。

第 2 条中「共同調理場」を「給食センター」に改め、「並びに幼稚園」を削り、「生
徒、園児」を「及び生徒」に改める。

第 3 条の表以外の部分中「共同調理場」を「給食センター」に改め、同条の表中「茂原
市立中央学校給食共同調理場」を「茂原市学校給食センター」に、「小林 1 9 7 8 番地の
4 9」を「下永吉 5 0 5 番地 1」に改める。

第 4 条中「共同調理場」を「給食センター」に改める。

第 5 条第 1 項中「共同調理場」を「給食センター」に、「所長」を「センター長」に改
める。

第7条中「共同調理場」を「給食センター」に改める。

附 則

この条例は、平成31年9月1日から施行する。

提案理由 茂原市学校給食センターの新設による位置及び施設名が変更するに伴い、
所要の改正をするものです。